

# 第11期 長野市分別収集計画

(期間：令和8年度～令和12年度)

令和7年8月  
長野市

目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	1
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量及びプラスチック使用製品 廃棄物の排出量の見込み	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック 使用製品廃棄物の量の見込み	6
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量及びプラスチック使用製品廃棄物の量の見込みの算定方法	7
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	8
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	9
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

# 長野市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

本市は、総合計画の基本構想のひとつとして「人と自然が共生するまち「ながの」」を掲げ、その達成に向けて「環境に負荷をかけない持続可能な社会の形成」、「自然と調和した心地よい暮らしづくりの推進」の二つの環境政策を展開している。

安全で快適な生活環境を確保するとともに、豊かな自然と共生する環境をつくりあげるために、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を見直し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に、リプレイス（代替え素材への転換）を加えた4Rを基本としたライフスタイルへの転換を促すとともに、廃棄物の減量と資源化の推進を図り、持続可能な循環型社会を実現していく必要がある。

本市においては、平成6年(1994年)8月から全市において5分別（可燃、不燃、紙、ビン、缶）収集を実施し、平成8年(1996年)11月からペットボトルの分別収集を開始した。

平成12年(2000年)には、容器包装リサイクル法が完全施行され、平成13年(2001年)10月から第二・篠ノ井中央・篠ノ井川柳の3地区、平成16年(2004年)4月からは全市において、プラスチック製容器包装の分別収集を開始した。

また、豊野地区の可燃ごみ、ビン類、缶類及びペットボトルは、平成31年（2019年）3月をもって北信保健衛生施設組合から離脱したことに伴い、「ながの環境エネルギーセンター」及び「市資源再生センター」で処理することになり、全市において分別収集・再商品化が統一された。

令和4年4月には、プラスチック資源循環法が施行され、自治体には、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品を再商品化することが努力義務とされた。本市においても令和7年4月から豊野地区をモデル地区として、これまでのプラスチック製容器包装に新たにプラスチック使用製品廃棄物を加え「資源プラスチック」として一括収集を開始し、令和8年4月から全市において収集を開始する予定である。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集して資源化を促進し、ごみの減量化により焼却施設への負荷軽減や最終処分量の削減を図るため、市民、事業者及び市それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき計画を定めたものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・家庭ごみの減量・分別の推進及び手数料の適正な負担
- ・事業ごみの減量・分別の推進
- ・地域循環共生圏づくりの推進
- ・家庭系資源物の排出機会の増加
- ・資源再生センターの計画的な運営

## 3 計画期間（法第8条第1項）

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

また、プラスチック資源循環法に基づきプラスチック使用製品廃棄物を分別収集の対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	13,647.4	13,479.6	13,180.2	12,998.1	12,579.5
プラスチック 使用製品廃棄物	4,068.5	4,011.5	3,965.2	3,921.9	3,738.9

[内訳]

(単位：t)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
金属	スチール製容器	289.8	287.0	219.4	217.2	214.3
	アルミ製容器	278.7	275.9	210.9	208.7	206.0
ガラス	無色のガラス製容器	876.1	870.0	866.2	857.9	793.9
	茶色のガラス製容器	583.0	578.8	576.3	570.8	528.3
その他のガラス製容器		466.2	463.0	460.9	456.5	422.5
紙類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	27.9	27.1	25.9	25.1	24.3
	段ボール	1,463.0	1,419.9	1,353.9	1,310.7	1,270.4
	紙製容器包装であって上記以外のもの	3,211.3	3,175.5	3,137.3	3,096.1	3,055.9
プラスチック	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	658.4	652.6	648.1	641.4	635.0
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	5,793.0	5,729.8	5,681.3	5,613.7	5,428.9
	プラスチック使用製品廃棄物	4,068.5	4,011.5	3,965.2	3,921.9	3,738.9

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

### (1) 家庭ごみの減量・分別の推進及び手数料の適正な負担

#### ① ごみ分別の実践

「家庭用資源物とごみの出し方保存版」及び地区ごとに作成する「長野市家庭用資源物・ごみ収集カレンダー」により分別の徹底を啓発する。

また、市LINE公式アカウントのAIチャットボットを整備し、市民がごみの分別を調べやすくなるよう環境を整備する。

#### ② ごみ処理に関する理解の推進

えこねこ通信や広報ながの等の記事を充実させ、ごみの減量・分別の推進について啓発する。

#### ③ 住民自治協議会と連携した分別・排出指導の徹底

住民自治協議会（環境担当部会等）と連携し、ごみの分別の徹底や不法投棄されにくい清潔なまちづくりの実現と地域の環境美化活動を推進する。

また、10月をごみ分別強調月間と定め、集積所の巡回などにより更なるごみの減量と分別の徹底に取り組む。

さらに、住民自治協議会からの出前講座等の要請に応え、ごみの減量・分別に関する教材の充実を図る。

#### ④ 家庭ごみ処理手数料の使いみちの情報発信

納めていただいた家庭ごみ処理手数料や使いみちを、えこねこ通信やごみ処理概要等に掲載し、透明性を図る。

### (2) 事業ごみの減量・資源化

#### ① 排出事業者責任の自覚と取組の徹底

事業ごみの処理ガイドを発行し、事業所は排出事業者責任を自覚し、従業員ひとり一人がごみの減量及び分別の徹底を意識するよう啓発する。

#### ② 多量排出事業所の計画的な取組み

多量排出事業者に対し、減量計画書の提出を徹底させ、ごみ減量の計画的な取組を促進する。

#### ③ 搬入物の定期的な検査

ながの環境エネルギーセンター・資源再生センター搬入時の展開検査で産業廃棄物の混入が認められた場合は厳正に指導する。

#### ④ ながのエコ・サークルの普及促進

ながのエコ・サークル認定制度の普及促進を図り、認定事業所の事後調査や取組事例の紹介を行う。

### (3) 地域循環共生圏づくりの推進

#### ① 集団回収による資源物循環の促進

集団回収を促進し、リユースびんをリユースびんのまま循環させるほか、資源物を有価物として循環させ、自治会等の自主財源の確保を支援する。

### (4) 家庭系資源物の排出機会の増加

#### ① 家庭系資源物の拠点回収の充実

サンデーリサイクル会場を確保し、家庭系資源物の排出機会の増加を図る。

令和7年4月1日現在のサンデーリサイクル会場と回収品目は以下のとおり。

	場 所 (実施時間:午前9時から正午まで)	ビン、缶、 紙、 ペットボトル、 乾電池、 蛍光灯	廃食用油	剪定枝葉	小型家電
第1日曜日	西友西尾張部店	○	—	—	—
	西友南長野店(稲里)	○	—	—	—
	西友伊勢宮店	○	—	—	—
	デリシア若槻店	○	○	—	—
	戸隠支所(4月~11月)	○	○	○	—
第2日曜日	西友古里店	○	○	—	4, 6, 9, 12, 1, 3月
	A・コーパスファーマーズ篠ノ井店	○	○	—	5, 8, 10, 11, 2月
	ラ・ムー長野店(稲葉)	○	○	—	—
	鬼無里支所(4月~11月)	○	○	○	—
第3日曜日	柳原総合市民センター (5月~3月)	○	○	—	—
	西友川中島店	○	○	—	—
	豊野温泉りんごの湯	○	○	—	—
	デリシア大豆島店	○	○	—	—
	信州新町支所(4月~11月)	○	○	○	—
	中条総合市民センター (4月~11月)	○	○	○	—
第4日曜日	西友長野北店(檀田)	○	—	—	—
	ラ・ムー長野店(稲葉)	○	○	—	—
	A・コーパスファーマーズ松代店	○	○	—	—
	大岡支所(4月~11月)	○	○	○	—

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分の状況、資源化施設での資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民意識、収集体制及び収集機材や市の処理施設等を勘案し分別の区分を下記右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
金属	スチール製容器	缶
	アルミ製容器	
ガラス	無色のガラス製容器	びん（無色）
	茶色のガラス製容器	びん（茶色）
	その他のガラス製容器	びん（その他）
紙類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙（紙パック）
	段ボール	紙（段ボール）
	紙製容器包装であって上記以外のもの	紙（雑誌・その他の古紙）
プラスチック	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	ペットボトル
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源プラスチック
	プラスチック使用製品廃棄物 (プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの)	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック使用製品廃棄物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

(単位：t)

分別収集する容器包装廃棄物の種類		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
金属	スチール製容器	(独自処理量) 241.3	(独自処理量) 239.4	(独自処理量) 237.5	(独自処理量) 235.5	(独自処理量) 233.5	(独自処理量) 233.5	(独自処理量) 231.6	(独自処理量) 231.6	(独自処理量) 231.6	(独自処理量) 231.6
	アルミ製容器	(独自処理量) 239.3	(独自処理量) 237.5	(独自処理量) 235.6	(独自処理量) 233.6	(独自処理量) 233.6	(独自処理量) 233.6	(独自処理量) 231.6	(独自処理量) 231.6	(独自処理量) 231.6	(独自処理量) 231.6
ガラス	無色のガラス製容器	(独自処理量) 872.5	(独自処理量) 865.8	(独自処理量) 858.9	(独自処理量) 851.8	(独自処理量) 844.6	(独自処理量) 844.6	(独自処理量) 561.4	(独自処理量) 556.7	(独自処理量) 556.7	(独自処理量) 556.7
	茶色のガラス製容器	(独自処理量) 575.1	(独自処理量) 570.7	(独自処理量) 566.1	(独自処理量) 561.4	(独自処理量) 561.4	(独自処理量) 561.4	(独自処理量) 490.2	(独自処理量) 486.1	(独自処理量) 486.1	(独自処理量) 486.1
	その他のガラス製容器	(引渡量) 502.2	(引渡量) 498.3	(引渡量) 494.3	(引渡量) 490.2	(引渡量) 490.2	(引渡量) 490.2	(引渡量) 12.4	(引渡量) 12.4	(引渡量) 12.4	(引渡量) 12.4
紙類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(独自処理量) 12.8	(独自処理量) 12.7	(独自処理量) 12.6	(独自処理量) 12.5	(独自処理量) 12.5	(独自処理量) 12.5	(独自処理量) 666.1	(独自処理量) 660.5	(独自処理量) 660.5	(独自処理量) 660.5
	段ボール	(独自処理量) 682.4	(独自処理量) 677.1	(独自処理量) 671.7	(独自処理量) 666.1	(独自処理量) 666.1	(独自処理量) 666.1	(独自処理量) 943.2	(独自処理量) 935.2	(独自処理量) 935.2	(独自処理量) 935.2
	紙製容器包装であつて上記以外のもの	(独自処理量) 966.2	(独自処理量) 958.7	(独自処理量) 951.1	(独自処理量) 943.2	(独自処理量) 943.2	(独自処理量) 943.2	(合計) 503.6	(合計) 499.4	(合計) 499.4	(合計) 499.4
プラスチック	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	(合計) 515.9	(合計) 511.9	(合計) 507.8	(合計) 503.6	(合計) 503.6	(合計) 503.6	(引渡量) 515.9	(独自処理量) 0	(引渡量) 511.9	(独自処理量) 0
	プラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 3,340.1	(合計) 3,314.3	(合計) 3,287.7	(合計) 3,260.4	(合計) 3,260.4	(合計) 3,260.4	(引渡量) 3,340.1	(独自処理量) 0	(引渡量) 3,314.3	(独自処理量) 0
	プラスチック 使用製品廃棄物	(合計) 784.5	(合計) 758.6	(合計) 734.8	(合計) 726.2	(合計) 726.2	(合計) 726.2	(引渡量) 784.5	(独自処理量) 0	(引渡量) 758.6	(独自処理量) 0
	計	(合計) 8,732.3	(合計) 8,645.0	(合計) 8,558.1	(合計) 8,484.5	(合計) 8,484.5	(合計) 8,484.5	(引渡量) 5,142.7	(独自処理量) 3,589.6	(引渡量) 5,083.1	(独自処理量) 3,561.9
		(引渡量) 5,024.6	(独自処理量) 3,533.5	(引渡量) 4,980.4	(独自処理量) 3,504.1	(引渡量) 4,919.7	(独自処理量) 3,474.5				

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及びプラスチック使用製品廃棄物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、H27国調に基づくH28年11月1日現在の推計人口を基準人口とし、長野市企画課が推計した数値に基づき算出した。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推計人口	356,092人	353,340人	350,508人	347,600人	344,677人
対前年度比	99.26%	99.23%	99.20%	99.17%	99.16%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	アルミ製容器			
ガラス	無色の ガラス製容器	びん（無色）	市による定期収集	選別・保管：市
	茶色の ガラス製容器	びん（茶色）		
	その他の ガラス製容器	びん（その他）		
紙類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙（紙パック）	市による定期収集	選別・圧縮・保管： 民間施設
	段ボール	紙（段ボール）		
	紙製容器包装であって上記以外のもの	紙 (雑誌・その他の古紙)		
プラスチック	ペットボトル (飲料又はしょうゆ その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	ペットボトル	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	プラスチック製容器包装 (ペットボトルを除く)	資源プラスチック	市による定期収集	選別・圧縮・保管：市
	プラスチック使用製品廃棄物			

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集された容器包装廃棄物はパッカー車、平ボディ車等を用いて下表の施設へ運搬され、中間処理される。

長野市資源再生センターの資源化施設では、びんについては選別・保管を、缶については選別・圧縮・保管を、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設では、ペットボトル及び資源プラスチックの選別・圧縮・保管を行う。

紙類については、民間施設において選別、圧縮及び保管を行う。

### (1) 分別収集する容器包装廃棄物の種類・区分、収集方法及び中間処理

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
金属	スチール製容器	缶類	集積所に 専用ネット袋 を配置	パッカー車 (2t車～ 10t車)	《選別・圧縮・ 保管施設》  長野市 資源再生センター 資源化施設	
	アルミ製容器					
ガラス	無色のガラス製容器	びん(無色)	集積所に専用 プラスチック コンテナを 配置	平ボディ車 (2t車～ 4t車)	《選別・保管施設》  長野市 資源再生センター 資源化施設	
	茶色のガラス製容器	びん(茶色)				
	その他のガラス製容器	びん(その他)				
紙類	飲料用紙製容器 (原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く)	紙(紙パック)	それぞれ結束 して集積所へ 排出	平ボディ車 (2t車～ 4t車)	《選別・圧縮・ 保管施設》  民間施設	
	段ボール	紙(段ボール)				
	紙製容器包装であって 上記以外のもの	紙 (雑誌・ その他の古紙)				
プラスチック	ペットボトル (飲料又はしょうゆその他 主務大臣が定める商品を 充てんするためのもの)	ペットボトル	集積所に 専用ネット袋 を配置	パッカー車 (2t車～ 10t車)	《選別・圧縮・ 保管施設》  長野市 資源再生センター プラスチック製 容器包装圧縮梱包 施設	
	プラスチック製 容器包装 (ペットボトル を除く)	資源プラスチック				
	プラスチック 使用製品廃棄物	指定袋に 入れて 集積所へ排出				

## (2) 処理施設の概要

収集品目を適正に中間処理できるよう、資源再生センターを安定的に運営し、かつ計画的に修繕する。

施設名称	長野市資源再生センター	
	資源化施設	プラスチック製容器包装圧縮梱包施設
所在地	松岡二丁目42番1号	
敷地面積	40,894.41m <sup>2</sup>	
竣工年月	平成8年3月	平成16年6月
建屋構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	鉄骨2階建
処理能力又は施設内容	不燃・粗大ごみ系 150t / 5H 資源系 20t / 5H	資源プラスチック及びペットボトル 10t / 5H × 2系列

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

長野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に沿って本市の分別収集計画を実効あるものとし、一層のごみの減量及び資源化を推進していく。